関係団体 各位

国土交通省海事局船舶産業課

産業標準化法第42条第1項の規定に基づく認証機関の登録の更新について

標記について、国土交通大臣より、下記の通り令和3年12月26日付けで産業標準化法に基づく認証機関の登録を更新したので、通知します。

記

- 1. 登録年月日及び登録番号 平成 17 年 12 月 26 日 MLIT01
- 2. 登録更新年月日 令和3年12月26日
- 3. 登録を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名 一般財団法人日本舶用品検定協会 東京都千代田区紀尾井町3番32号 会長 丸山 研一
- 4. 登録を受けた者が認証を行う鉱工業品の区分 F(船舶)
- 5. 登録を受けた者が認証を行う区域 日本国、中華人民共和国、台湾、インド、インドネシア共和国、大韓民国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国、ベトナム社会主義共和国及びタイ王国
- 6. 登録を受けた者が認証を行う事務所の名称及び所在地 一般財団法人日本舶用品検定協会 東京都千代田区紀尾井町 3 番 32 号

以上